4　個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定するものをいう。）を含む場合は、1及び2のほかに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、提供の可否を判断するものとする。

第4　有識者からの意見聴取

1　厚生労働大臣は、第3の2に規定する審査を行うにあたり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、有識者から構成される会議（以下「有識者会議」という。）の意見を求めるものとする。

2　有識者会議は、第3の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、合議を経て意見を述べるものとする。

①　データの利用目的
②　データ利用の必要性等
③　データ利用の緊急性
④　データ利用申請に関連する分野での過去の実績及びデータ分析に係る人的体制
⑤　データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
⑥　データ分析の結果の公表の有無

3　1及び2に規定するもののほか、有識者会議における検討に関する細則は、厚生労働省保険局長が必要に応じ定めるものとする。

○農林水産省告示第二千二百八十一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　SF342B	210022	ヤンマー株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○国土交通省告示第千五百三十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	近畿自動車道名古屋神戸線		
道路の区域			
区間		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
三重県三重郡菰野町大字千草字東江野七〇四五番二五七から同県三重郡菰野町大字菰野字蔭谷八三〇二番二まで		最大　二五五 最小　二五	二、八六〇
鈴鹿市大久保町字原垣内四〇六番から同市東庄内町字二ツ旗四三五八番一まで		最大　二一一 最小　二五	二、四〇三
亀山市安坂山町字諸鹿二七七八番三から同市安坂山町字貝城一一六五番七四まで		最大　三七五 最小　二一	五、八〇九
		最大　二九六 最小　三九	三、四〇五

○国土交通省告示第千五百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

木崎川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十九年建設省告示第八十七号で指定した同号九に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県山口市吉敷

字滝山	一七二番二　一号及び七号
	一七四番三四　二号、三号及び六号
佐畑六丁目	一七四六番一　四号及び五号

○国土交通省告示第千五百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十二年十二月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　昭和四十六年建設省告示第千三百二十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県鹿角市尾去沢		
字上山	二三三番二	一号から三号及び十九号
	二五四番二	四号
	二五四番三	五号
	二五四番四	六号
	二〇一番一	七号及び八号
	二〇七番二五	九号から十三号まで
字新堀	一〇番二九	十四号から十八号まで

ロ　昭和四十六年建設省告示第千三百二十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱二十号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱二十号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県鹿角市尾去沢		
字上山	二六四番	二十号
	二六五番	二十一号及び二十二号
	二六六番	二十三号から二十五号まで
	二六八番地先道路敷	二十六号
	二七一番	二十七号
	二七二番	二十八号
	二七三番	二十九号
	二七四番	三十号
	二七八番	三十一号
	二七五番	三十二号
	二七六番地先道路敷	三十三号
	二七七番	三十四号及び三十五号
字新堀	一四番五	三十六号
	一〇番一三	三十七号から四十二号及び四十六号
	一〇番一一	四十三号から四十五号まで
	一〇番一五	四十七号
字上山	二七一番地先道路敷	四十八号
	二六六番二地先河川敷	四十九号
字新堀	一〇番四四	五十号
	一〇番二一	五十一号及び五十二号

○国土交通省告示第千五百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

杉の谷川